

京王電鉄京王線（つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区）
開かずの踏切解消促進協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、「京王電鉄京王線（つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区）開かずの踏切解消促進協議会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、京王電鉄京王線（つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区）における開かずの踏切解消の早期実現を目指し、あわせて鉄道沿線のまちづくりを促進していくことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、国、東京都及び鉄道事業者等関係機関への要請、その他必要な活動を行う。

（会員）

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する市内の団体・組織等、調布市議会議員及び調布市の代表者をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

理 事 若干名

（役員を選任）

第6条 会長は、会員の互選による。

2 副会長及び理事は、会長が選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときに、その職務を代理する。

3 理事は、会務の執行にあたる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合は、当該団体において補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

2 役員の再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を調布市都市整備部東部地区交通環境改善担当に置く。

(委任)

第11条 本規約に定めるほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年1月21日から施行する。